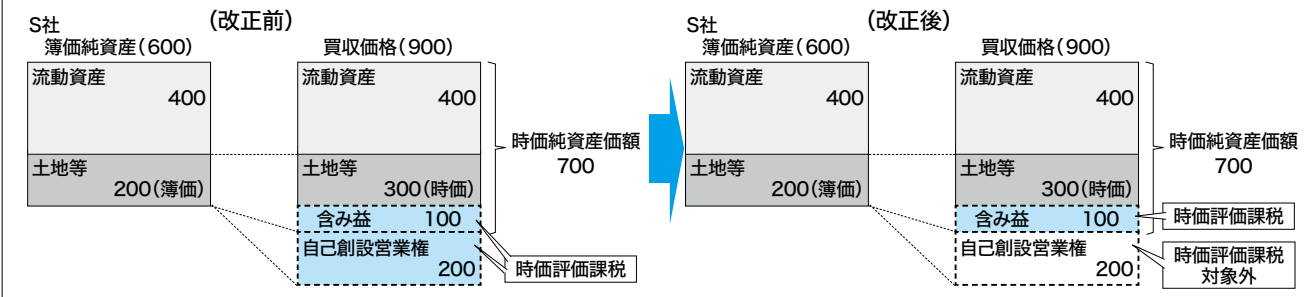


スキーズアウトの法務・税務・会計

(図表8) 課税関係のイメージ

例：連結納税を採用するP社が、S社株式(簿価純資産価額600、時価純資産価額700(うち100は土地等の含み益))の100%を900で買収する場合



吸収合併(以下、単に「合併」という)は、株式交換、会社分割といった会社法上の組織再編行為の1つである。合併により消滅する会社の少数株主を強制的に排除することが可能なため、スキーズアウトの手法の1つとしてあげられる。

(1) 概要

手続選択における法務上のポイント

なお、スキーズアウトの各手法は、株式会社以外の会社との間でも認められるものもあるが、本稿では、株式会社(実施支配株主)による、普通株式のみを発行している株式会社(対象会社)を対象とするスキーズアウトを前提として、その手法の選択において考慮すべき会社法上のポイントのいくつかを概説する。

(2) 対象会社の解散

合併では、合併当事会社の一部(消滅会社)が解散して他の会社(存続会社)に吸収される(会2二十七)。すなわち、合併は、対象会社が実施支配株主の完全子会社になるのではなく、実施支配株主に吸収されて消滅するという点で、他のスキーズアウトの方法と異なる。

また、合併の結果、消滅会社(対象会社)の権利義務の全部が存続会社(実施支配株主)に包括的に承継される(会75)。しかし、消滅会社(対象会社)が保有する許認可は必ずしも存続会社(実施支配株主)に承継されない。承継されない許認可を実施

スキーム別の法務・税務・会計① III 吸収合併の場合のポイント

われた場合、および連結納税の開始または連結納税グループへの加入に際して、株式交換完全子法人・株式移転完全子法人または連結子法人となる一定の法人が保有する資産で一定のものは時価評価の対象とされ(旧法第61の11、61の12、62の9、旧法第122の12、123の11)、税務実務上いわゆる自己創設営業権(のれん)

の時価評価課税が行われていた。
(2) 平成29年度税制改正での改正事項
平成29年度税制改正において、平成29年10月1日以後に終了する事業年度終了時に有する資産で帳簿価額が1,000万円未満のものについては、非適格株式交換等・株式移転

または連結納税の開始・連結納税グループへの加入に伴う時価評価の対象資産から除外された(法令122の12④、123の11④)。したがって、帳簿価額のない自己創設営業権は時価評価の対象外とされた。課税関係のイメージは図表8のとおりである。